

香川県木太職員住宅の外壁等調査業務に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年8月5日

香川県知事 池田 豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 香川県木太職員住宅の外壁等調査業務
- (2) 業務の実施場所 高松市木太町2731番地
- (3) 委託期間 契約締結日～令和8年10月31日
- (4) 委託業務の内容 別添仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県の県税に滞納がない者
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者

3 応募方法

応募意思表明書（様式1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類を下記8の応募先まで提出してください。

(1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（様式1）
- ② 応募資格要件に適合することを証明する書類
- ③ 香川県税の納税証明書

応募者が香川県外の事業者であっても、未納がない旨を証明するため提出してください。

ただし、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者及び県税の納税義務がない者（任

意団体など)は提出不要です。

(2) 提出方法

- ・①②については、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。
- ・③については、持参又は郵送により提出してください。

(3) 受付期間・受付時間

【持参の場合】

(受付期間) 令和8年8月5日(水)から令和8年8月19日(水)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:00

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年8月5日(水)から
令和8年8月19日(水) 17:00まで

4 質問の受付

本件への応募に関し質問がある場合は、令和8年8月19日(水) 12:00までに下記8で示した場所に「公募に関する質問書」(様式2)を提出してください。文書はFAX又は電子メールによる送付も可とします。電話、口頭による質問は受け付けません。

回答は、令和8年8月21日(金)までの間に応募意思表示者全てに対して電子メールで行います。

5 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、予定価格の制限の範囲内で、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により予定価格の制限の範囲内で契約相手を選定の上、契約を締結します。

6 契約書作成の要否

要します。

7 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」(様式3)を見積書提出時から県が契約書案を送付する時までに電子メールで提出してください。その際、電子メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(案件名)」としてください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

8 応募・照会先

〒760-8570

香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部職員課 総務・公務災害グループ 担当者：高野

電話番号：087-832-3048

FAX番号：087-863-0114

メールアドレス：shokuin@pref.kagawa.lg.jp